

# 《⑰選 挙》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
点 字 投 票	(視覚障がい者)														
サ ー ビ ス 内 容	点字投票を希望する方は、投票所で申し出ると点字により投票ができます。(点字器の貸出あり)														
条 件	視覚障がい者														
申 請 手 続 き に	必要なもの														
問 い 合 わ せ 先		選挙管理委員会事務局 (内線 3 1 4 1 ~ 3 1 4 5)													
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票	●	●	●												
サ ー ビ ス 内 容	<p>選挙人名簿に登録されている方で、重度の障がい等がある方については、郵便による不在者投票ができます。</p> <p>あらかじめ、お住まいの選挙管理委員会事務局へ「郵便等投票証明書」の交付を申請します。</p> <p>その後、送られてきた「郵便等投票証明書」と請求書に必要事項を記入し提出することにより、投票用紙と投票用封筒が郵送されます。</p> <p>送られてきた投票用紙に候補者名等を、外封筒に投票日時、場所、自分の名前を署名して選挙管理委員会へ郵送します。</p> <p>※詳しくは、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。</p>														
条 件	<p>自署(点字を除く)ができる方で、下記の障がい程度等に単独で該当する方</p> <p>①両下肢・体幹・移動機能障害のいずれかの障がい度で1級または2級</p> <p>②心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸のいずれかの障がい度で1級または3級</p> <p>③免疫及び肝臓の障がい度で1級から3級</p> <p>④介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」</p> <p>※戦傷病者手帳をお持ちの方なども利用できる場合がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局へお尋ねください。</p>														
申 請 手 続 き に	身体障害者手帳、介護保険被保険者証(条件④の時)														
問 い 合 わ せ 先		選挙管理委員会事務局 (内線 3 1 4 1 ~ 3 1 4 5)													

# 《⑰選 挙》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	●													
郵便等による不在者投票（代理記載）	<p>サービス内容</p> <p>郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない場合、代理記載での郵便等による不在者投票ができます。          あらかじめ、お住まいの選挙管理委員会事務局へ「郵便等投票証明書」の交付申請・代理記載人となるべき者の届出及び証明申請を行います。          その後、送られてきた「郵便等投票証明書」と代理記載人が署名した請求書を提出することにより、投票用紙と投票用封筒が郵送されます。          送られてきた投票用紙に代理記載人は、選挙人が指示する候補者名等を、外封筒に投票年月日、場所、選挙人、代理記載人の名前を署名して選挙管理委員会事務局へ郵送します。</p> <p>※詳しくは、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。</p> <p>条件</p> <p>郵便等による不在者投票の条件を満たしている方で、上肢または視覚障がい1級の方          ※戦傷病者手帳をお持ちの方なども利用できる場合がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局へお尋ねください。</p> <p>申請手続きに必要なもの</p> <p>身体障害者手帳または障がいの程度を証する書面</p> <p>問い合わせ先</p> <p>選挙管理委員会事務局（内線3141～3145）</p>													